



精神科看護管理ニュース



Vol. **129**

発行 日本精神科看護協会

2025/06/09

1 自民党政策審議会に精神科看護師職の処遇改善に関する意見書を提出しました

6月4日に吉川会長と草地業務執行理事が国会議事堂参議院別館で開催された自民党政策審議会に参加し、精神科看護職の処遇改善等に関する意見書を提出しました。内容は以下の通り。

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する看護人材の養成について

精神科医療機関等が地域と連携して看護師の育成と普及に取り組めるよう、他の医療機関や行政機関等との人事交流制度を導入し、多機関・多職種連携に強い看護師を育成するための体制整備を強く要望いたします。

2. 精神科医療機関における看護職の危険予防対策並びに処遇改善について

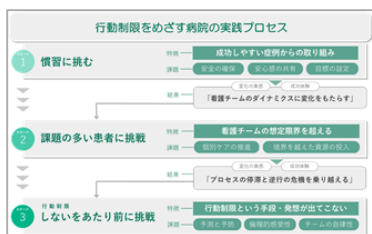
精神科医療現場において安全・安心な看護を提供するため、業務上の危険要因の把握や危険予防対策を検討するための措置を講じていただきたい。

※ 意見書の詳細は、日精看オンライン（制度・政策）に掲載しています <https://jpna.jp/policy>

2 今年度から「（仮）新たな行動制限最小化に向けた政策事業」を始動します。

日精看では、精神科病棟における隔離・身体拘束の考え方として、その対象者像を3つの群に分けて行動制限最小化に向けた取り組みを行ってきました。また最小化の原則として、3要件といわれる判断基準を整理しながら、特に「非代替性」の観点から行動制限という処遇に至るプロセスを分析してきました。

2023年度～2024年度にかけて、厚労省の障害者政策総合研究事業「精神科医療機関における行動制限最小化の普及に資する研究」に携わり、行動制限最小化を進めるためのプロセスと要因が明らかになりました。この結果を踏まえて、「（仮）新たな行動制限最小化に向けた政策事業」を始動します。まずは、6月中に日精看オンラインに本研究事業の成果をまとめプラットフォームを解説します。



- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/1